短期入所生活介護重要事項説明書

＜ 令和 7 年 4 月 1 日現在 ＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　　0276－25－6101（午前8時30分～午後5時30分まで）
担当　　生活相談員　　長山 泰弘
担当　　介護支援専門員　　新籾 好美
＊ ご不明な点は、お気軽にお申し付けください

2. 特別養護老人ホーム 鶴生田園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 鶴生田園
所在地	群馬県太田市鶴生田町1970－53
介護老人福祉施設	介護保険事業所番号 1070500275

(2) 同施設の職員体制

		資　格	常　勤	非常勤	業務内容	計
管理者		社会福祉主事	1名（1）		兼務1名（0）	1名（1）
医　師				2名（2）	兼務2名（2）	2名（2）
生活相談員			1名（1）		兼務1名（1）	1名（1）
栄養士		管理栄養士	1名（0）		兼務1名（0）	1名（0）
機能訓練指導員		看護師・准看護師	2名（0）		兼務2名（0）	2名(0)
介護支援専門員		介護支援専門員	2名（1）		兼務2名（1）	2名（1）
調理職員		管理栄養士	0名（0）	1名（0）		1名（0）
		栄養士	0名（0）			0名（0）
		調理師	4名（2）		兼務1名（1）	4名（2）
		その他	0名（0）			0名（0）
事務職員			1名（0）	1名（0）	兼務2名（0）	2名（0）
介護・看護職員	看護師・准看護師		6名（0）	0名（0）	兼務6名（0）	6名（0）
	介護福祉士		20名(15)		兼務20名（15）	20名(15)
	ヘルパー1～2級・介護職員初任者研修・介護職員基礎研修課程修了者		3名（1）			3名（1）
	社会福祉主事		0名（0）			0名（0）
	そ　の　他		9名（2）		兼務9名（2）	9名（2）

(3) 同施設の設備の概要

定員		長期:80名　短期:15名		
居室	4人部屋	13室(1室約34㎡)	静養室	1室・2床
	2人部屋	17室(1室約22㎡)	医務室	1室
	個室	9室(1室約12㎡)	食堂兼機能訓練室	1室
浴室		一般浴槽・リフト浴 特殊浴槽・個人浴槽	食堂	1室
			談話室	1室

3. サービスの内容

・施設サービス計画の作成　利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、ほかの短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて必要な介護および機能訓練等の援助を行います。

・居　　室　4人居室(多床室)×2　／　2人居室(多床室)×3　／　個室×1

・食　　事　栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。
また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して、食堂にておとりいただきます。

朝　食　7時40分から
昼　食　12時から
夕　食　17時以降から個別対応

・入　　浴　週に原則2回以上入浴していただけます。
ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
又、必要に応じ個人浴槽での入浴も行います。

・介　　護　施設サービス計画(ケアプラン)に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事、歯磨き(口腔ケア)等の介助
おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い・・・等

・機能訓練　食堂兼機能訓練室にて機能訓練を行います。

・生活相談　常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

・健康管理　短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行ないます。
また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

・理美容サービス　当施設では週1回、理容サービスを実施しております。
料金は別途かかります。

・レクリエーション等　当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います。
行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

4. 介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。
公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。
なお、下記のホームページから検索いただけます。

≪ 厚生労働省介護事業所検索　介護サービス情報公表システム ≫
http://www.kaigokensaku.jp/

5. 利用単位

(1) 短期入所生活介護費(1日につき)

●多床室

要介護1	603 単位
要介護2	672 単位
要介護3	745 単位
要介護4	815 単位
要介護5	884 単位

●従来型個室

要介護1	603 単位
要介護2	672 単位
要介護3	745 単位
要介護4	815 単位
要介護5	884 単位

(2) サービス利用単位(加算)

● 下記の加算が算定された場合、基本単位に加算されます

・ 療養食加算 (医師の指示により提供された場合)	1回 につき	8単位(1日につき3回を限度)
・ 看護体制加算(Ⅰ)	1日 につき	4単位
看護体制加算(Ⅱ)	1日 につき	8単位
・ 看取り連携体制加算	1日 につき	64単位
・ 口腔連携強化加算	1回 につき	50単位
・ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月 につき	100単位
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月 につき	10単位
・ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日 につき	22単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日 につき	18単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日 につき	6単位
・ 送迎費 (送迎を行った場合)	片道につき	184単位
(介護保険給付対象外となる場合もございますので、詳しくはお問い合わせ下さい。)		
・ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1日 につき	13単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	1日 につき	15単位
・ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日 につき	3単位
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日 につき	4単位
・ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総利用単位数の	14.0%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月あたりの総利用単位数の	13.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1カ月当たりの総利用単位数の	11.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1カ月当たりの総利用単位数の	9.0%
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)～(14)	現行の3加算の取得状況に基づく加算率	
・ 地域加算 (太田市は7級地)	1単位あたり	10.17円にて算定

※ 上記以外にも加算があり、算定された場合には料金が加算されます。

(3) 介護サービス費利用者負担割合について

サービス利用前に「介護保険負担割合証」の提出をお願いします。

介護保険の自己負担割合につきましては介護保険負担割合証に記載されております。

(4) その他の利用料金

食事提供費	1,620 円 (1日につき) (朝食390円 昼食640円 夕食590円)

居住費 (滞在費)	自己負担額 (1日につき)
多床室	915 円
個室	1,231 円

理美容費(パーマは別料金)	2,000 円～3,000円 (1回につき)

(5) 特定入所者介護サービス費(補足給付)に係る基準費用額及び自己負担限度額

給付を受ける際には「介護保険負担限度額認定証」を提出して下さい。

施設サービスを利用する場合、所得等に応じて自己負担の限度額が設けられています。

「特定入所者介護サービス費」の給付を受けるには、保険者への申請が必要となります。

自己負担限度額については、介護保険負担限度額認定証に記載をされています。

① 基準費用額

食事提供費	1，445 円 （1日につき）
居住費 （滞在費）	自己負担額 （1日につき）
多床室	915 円
個室	1，231円

② 特定入所者介護サービス費における自己負担限度額

		自己負担額 （1日につき）	
		居住費	食費
第1段階	従来型個室	380 円	300 円
	多床室	0 円	
第2段階	従来型個室	480 円	600 円
	多床室	430 円	
第3段階①	従来型個室	880 円	1000円
	多床室	430 円	
第3段階②	従来型個室	880 円	1300円
	多床室	430 円	

(6) 社会福祉法人による減免

減免を受けるには「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提出して下さい。

社会福祉法人による利用者負担の減額制度があり、利用者の収入や世帯状況、利用者負担を総合的に勘案し、生計が困難であると認められる場合、軽減措置が受けられます。

減免を受けるには保険者への申請が必要となります。

(7) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、原則としていただきませんがなるべく早めにご連絡下さい。

(8) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合

・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

・利用中に体調が悪くなった場合

・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(9) 支払い方法

短期入所生活介護の利用については、月末〆の翌月に請求書をお渡しいたしますので、請求月内にお支払いください。お支払い方法は、通帳引き落とし、銀行振込のいずれかとなります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了　以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・利用者がお亡くなりになった場合

・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)・要支援と認定された場合

③その他

利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7.代理人等について

（1）施設では契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、利用者のご家族又は、縁故者若しくは成年後見人等のの中から専任していただくものとします。

② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

（2）代理人の職務は次のとおりとします

① 利用者に代わって又は利用者とともに契約書第６条に定める同意又は要請、同第８条３項、第１０条３項、第２０条２項、第２１条１項に定める解約・解除の意思表示及び手き、その他利用者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料金を支払うこと。

（3）連帯保証人の職務は次の通りとします

① 利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

（4）連帯保証人の負担する補償債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、極度額５０万円とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人または、連帯保証人が死亡した時に確定するものとします。

③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

8.当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期すものといたします。

① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの内容、サービスを提供する上での留意点など、サービス目標を盛り込んだ居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

② 利用者の意思及び人権を尊重し、安らかな気持ちで利用出来るように努めます。

③ 食事については、嗜好を生かしたメニュー作りに努め、温・冷配膳車による適時適温での提供とゆとりある食事時間を確保いたします。

④ 「同仁会ホームページ」の一層の内容の充実に努め、施設情報を積極的に公開して開かれた施設運営を目指します。

⑤ 「やさしさと思いやり」を基本理念として、利用者が安全で安心して楽しく利用できるように全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事　項	有無	備　考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題などについて、第三者の観点から評価を行っている。

実施状況	無	
実施機関名		

(4) 施設利用に当たっての留意事項

・面会 …… 面会時間は、午前9時から午後7時の間でお願います。風邪症状等がある場合などについては、面会をご遠慮いただくこともございます。面会カードには必ず記帳して下さい。

・外出 …… 原則として自由ですが、事前に申し出ていただきます。

・飲酒、喫煙 …… 施設において定めた場所であれば結構です。

・設備、器具の利用 …… 本来の用途に従って自由に利用できます。

・所持品の持ち込み …… 日常生活に必要な最小限度内のものとさせて頂きます。

・施設外での受診 …… 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。ただし、受診時の送迎はご家族でお願いします。

・宗教活動 …… 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。

・ペット …… 施設内でペットを飼うことはできません。

・ハラスメント行為 …… 従業者又はほかの利用者に対し、ハラスメントそのほかの迷惑行為を行うことは禁止です。

・金銭及び食べ物 …… 施設内での金銭及び食物などのやりとりはできません。

9.緊急時の対応方法

(1) 利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに 連絡いたします。

協力病院	所在地	診療科目	病床数	施設からの距離
イムス太田中央総合病院	太田市東今泉町875-1	内科・外科・脳神経外科・整形外科他	350床	3 km
太田記念病院	太田市大島町455-1	内科・外科・脳外科・整形外科他	400床	3 km
堀江病院	太田市高林東町1800	内科・外科・循環器科・整形外科他	178床	10 km
冨士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81	内科・リハビリテーション科他	187床	6 km

＊緊急連絡先

氏　　名	
住　　所	
連 絡 先	

＊主治医

病院または診療所	
医　　師	
住　　所	
電話番号	

(2) 事故発生時の対応について

① 当事業所は利用者に事故(転倒骨折等)が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、県並びに市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

② 当事業所は、前項の事故の状況及びその処置等について記録し、保管します。

③ 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償をいたします。

＊群馬県　　介護高齢課　　(027－226－2569)
＊太田市役所　介護サービス課　(0276－47－1939)
＊大泉町役場　高齢介護課　　(0276－62－2121)
＊桐生市役所　長寿支援課　　(0277－76－1111)
＊足利市役所　元気高齢課　　(0284－20－2136)

＜保障の概要＞ 社会福祉法人　全国社会福祉協議会(施設の損害補償)
＜保険会社名＞ 損害保険ジャパン　日本興亜株式会社
＜保 険 名＞ 損害責任保険

10.虐待防止について

事業所は利用者の人権擁護・虐待防止の為必要な処置を講じます。

(1) 利用者の人権擁護、虐待防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(2) 利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のための指針マニュアルを作成し従業者教育を行います。

(3) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11.身体拘束について

(1) 原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないよう約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由にについて記録します。

(2) 利用者の尊厳と主体性を尊重し身体拘束の適正化のための委員会活動や研修等を通して従業員の人権意識や知識向上に努め身体拘束の適正化、身体拘束の防止に努めます。

(3) 拘束せざるを得ない場合とは以下の通りです

①緊急性 ・・・ 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶと考えられる場合。

②非代替性 ・・・ 身体拘束以外に利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止する事が出来ない場合。

③一時性 ・・・ 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 非常災害対策

・防災時の対応 …… 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います。

・防災設備 …… 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備その他

・防災訓練 …… 総合訓練(夜間想定を含む)は5月と10月、部分訓練は必要に応じ実施します。

・防火管理者 …… 施設長　津久井 隆太

13. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当　管理者　津久井 隆太　電話　0276－25－6101
　　生活相談員　長山 泰弘

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

＊群馬県国民健康保険団体連合会　(027－290－1323)
＊群馬県　介護高齢課　(027－226－2569)
＊太田市役所　介護サービス課　(0276－47－1939)
＊大泉町役場　高齢介護課　(0276－62－2121)
＊桐生市役所　長寿支援課　(0277－76－1111)
＊足利市役所　元気高齢課　(0284－20－2136)

14. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　同仁会
代表者役職・氏名	理事長　　穂積照雄
本社所在地・電話番号	群馬県太田市八幡町27番地7　　電話0276－55－3500

第1種社会福祉事業

救護施設　太陽の家	設置運営
特別養護老人ホーム　鶴生田園	設置運営
特別養護老人ホーム　大泉園	設置運営
特別養護老人ホーム　みづほの里	設置運営
特別養護老人ホーム　ゆう愛	設置運営
特別養護老人ホーム　ささら子の里	設置運営
ケアハウス　たかちほ	設置運営
太田市養護老人ホーム	受託運営

公益事業

居宅介護支援　6ヵ所
- 鶴生田園居宅介護支援事業所
- 大泉園居宅介護支援事業所
- みづほの里居宅介護支援事業所
- 西小泉居宅介護支援事業所
- 居宅介護支援事業所　ぐるっぺ
- ゆう愛居宅介護支援事業所

サービス付き高齢者住宅　1ヵ所
- ぐるっぺ絆

太田市地域包括支援センター(受託)
- 強戸・毛里田地域包括支援センター　1ヵ所

訪問入浴介護　1ヵ所
- みづほの里訪問入浴介護事業所

訪問介護　1ヵ所
- みづほの里訪問看護ステーション

診療所　1ヵ所
- 八幡クリニック

認可外保育施設　1ヵ所
- ささら子保育園

第2種社会福祉事業

短期入所生活介護専用施設　2ヵ所
- ショートステイ愛
- ショートステイ八幡

通所介護(デイサービスセンター)　6ヵ所
- ゆう愛デイサービスセンター
- 大泉園デイサービスセンター
- みづほの里デイサービスセンター
- 西小泉デイサービスセンター愛
- デイサービスセンターぐるっぺ
- デイサービスセンター八幡

認知症対応型通所介護　1ヵ所
- デイサービスセンターnico

訪問介護(ホームヘルパーステーション)　2ヵ所
- みづほの里ホームヘルパーステーション
  (出張所2ヵ所)
  - 鶴生田園出張所
  - 西小泉出張所
- ヘルパーステーションぐるっぺ

小規模多機能型居宅介護　1ヵ所
- 小規模多機能ホーム　ゆう愛

障害者相談支援　1ヵ所
- みづほの里　障害者相談支援事業所

短期入所生活介護サービスを利用するにあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者

所在地　群馬県太田市鶴生田町1970－53

名称　特別養護老人ホーム鶴生田園　　印

説明者　所属　特別養護老人ホーム　鶴生田園

氏名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受け了承いたしました。

令和　　年　　月　　日

利用者　住所

氏名　　印

身元引受人　住所
（代理人）

※身元引受人は連帯保証人を兼ねるものとする

連帯保証人　氏名　　印
（代理人）　住所